

●規程改正の概要

要 旨	効率的・効果的な病院運営のため、「地方独立行政法人山梨県立病院機構組織規程」の一部改正を行う。
内 容	<p>1 改正する規程</p> <p>地方独立行政法人山梨県立病院機構組織規程</p> <p>2 主な改正の内容</p> <p>(1) 「統括部長等」の職に、「検査情報適正利用推進統括部長」、「放射線診断統括部長」、「放射線治療統括部長」、「地域救急・災害対策センター統括部長」、「ゲノム解析センター統括部長」及び「ゲノム診療センター統括部長」を追加する。 (第17条関係)</p> <p>(2) 「センター長等」の職に、「医事部長」、「インターベンションセンター長」、「臨床工学センター長」、「臨床試験管理センター統括副部長」、「緩和ケアセンター統括副部長」及び「感染対策室統括副部長」を追加する (第18条関係)</p> <p>(3) 管理監督職勤務上限年齢制（いわゆる60歳役職定年）の導入に伴い、「参事並びに主幹等」及び「リーダー等」の職に、「指導幹」を追加する。 (第21条関係、第23条関係)</p> <p>(4) 中央病院に置く部局等及び診療科等に、「微生物検査科」、「高度救急科」及び「ゲノム解析センター」を追加する。 (別表 第12条関係)</p> <p>(5) 院長補佐の位置づけを明確にするため、「副院長」の職を「副院長等」に規程を整理する。</p>
施行期日	令和6年4月1日から施行する。



組織規程 新旧対照表 (令和6年4月1日施行)

新	旧
<p>(副院長等)</p> <p>第15条 中央病院及び北病院に副院長等を置く。</p> <p>2 副院長は上司の命を受け、その所掌事務を整理し、院長を補佐する。</p> <p>3 院長補佐は上司の命を受け、その所掌事務を整理し、院長を補佐する。</p>	<p>(副院長)</p> <p>第15条 中央病院及び北病院に副院長を置く。</p> <p>2 副院長は上司の命を受け、その所掌事務を整理し、院長を補佐する。</p>
<p>(統括部長等)</p> <p>第17条 中央病院の事務局に事務局次長を、医療安全・感染対策局に医療安全管理室統括部長、検査情報適正利用推進統括部長及び感染対策室統括部長を、労働安全対策局に労働安全対策局統括部長を、医療局に教育研修センター統括部長、肺がん・呼吸器病センター統括部長、循環器病センター統括部長、肝胆膵・消化器病センター統括部長、総合診療（感染症・腫瘍）統括部長、炎症性腸疾患センター統括部長、内科系第一診療統括部長、内科系第二診療統括部長、内科系第三診療統括部長、外科系第一診療統括部長、外科系第二診療統括部長、外科系第三診療統括部長、中央診療統括部長、手術診療統括部長、放射線診断統括部長、放射線治療統括部長、検査部統括部長、周産期センター統括部長、患者支援センター統括部長及び臨床試験管</p>	<p>(統括部長等)</p> <p>第17条 中央病院の事務局に事務局次長を、医療安全・感染対策局に医療安全管理室統括部長及び感染対策室統括部長を、労働安全対策局に労働安全対策局統括部長を、医療局に教育研修センター統括部長、肺がん・呼吸器病センター統括部長、循環器病センター統括部長、肝胆膵・消化器病センター統括部長、総合診療（感染症・腫瘍）統括部長、炎症性腸疾患センター統括部長、内科系第一診療統括部長、内科系第二診療統括部長、内科系第三診療統括部長、外科系第一診療統括部長、外科系第二診療統括部長、外科系第三診療統括部長、中央診療統括部長、手術診療統括部長、放射線部統括部長、検査部統括部長、周産期センター統括部長、患者支援センター統括部長及び臨床試験管</p>

理センター統括部長を、救急医療局に救急業務統括部長、高度救命救急センター統括部長及び地域救急・災害対策センター統括部長を、がんセンター局にゲノム解析センター統括部長、ゲノム診療センター統括部長、通院型がんセンター統括部長及び緩和ケアセンター統括部長を、薬剤部に薬剤部長を、看護局に看護部長を、北病院の医療安全管理室に医療安全管理室長を、社会生活支援部に社会生活支援部長を、医療部に医療部長を、看護部に看護部長を置く。

2 事務局次長、医療安全管理室統括部長、検査情報適正利用推進統括部長、感染対策室統括部長、労働安全対策局統括部長、教育研修センター統括部長、肺がん・呼吸器病センター統括部長、循環器病センター統括部長、肝胆膵・消化器病センター統括部長、総合診療（感染症・腫瘍）統括部長、炎症性腸疾患センター統括部長、内科系第一診療統括部長、内科系第二診療統括部長、内科系第三診療統括部長、外科系第一診療統括部長、外科系第二診療統括部長、外科系第三診療統括部長、中央診療統括部長、手術診療統括部長、放射線診断統括部長、放射線治療統括部長、検査部統括部長、周産期センター統括部長、患者支援センター統括部長、臨床試験管理センター統括部長、救急業務統括部長、高度救命救急センター統括部長、地域救急・災害対策センター統括部長、ゲノム解析センター統括部長、ゲノム診療センター統括部長、通院型がんセンター統括部長、緩和ケアセンター統括部長、薬剤部長、看護部長、医療安全管理室

理センター統括部長を、救急医療局に救急業務統括部長、高度救命救急センター統括部長及び災害対策センター統括部長

を、がんセンター局に

通院型がんセンター統括部長及び緩和ケアセンター統括部長を、薬剤部に薬剤部長を、看護局に看護部長を、北病院の医療安全管理室に医療安全管理室長を、社会生活支援部に社会生活支援部長を、医療部に医療部長を、看護部に看護部長を置く。

2 事務局次長、医療安全管理室統括部長

――、感染対策室統括部長、労働安全対策局統括部長、教育研修センター統括部長、肺がん・呼吸器病センター統括部長、循環器病センター統括部長、肝胆膵・消化器病センター統括部長、総合診療（感染症・腫瘍）統括部長、炎症性腸疾患センター統括部長、内科系第一診療統括部長、内科系第二診療統括部長、内科系第三診療統括部長、外科系第一診療統括部長、外科系第二診療統括部長、外科系第三診療統括部長、中央診療統括部長、手術診療統括部長、放射線部統括部長

――、検査部統括部長、周産期センター統括部長、患者支援センター統括部長、臨床試験管理センター統括部長、救急業務統括部長、高度救命救急センター統括部長、災害対策センター統括部長

――、通院型がんセンター統括部長、緩和ケアセンター統括部長、薬剤部長、看護部長、医療安全管理室

長、社会生活支援部長及び医療部長は、上司の命を受け、その所管事務を掌握し、所属職員を指揮監督する。

(センター長等)

第18条中央病院の事務局長を、医療局に臨床研修センター長、医療教育シミュレーションセンター長、肺がん・呼吸器病センター長、循環器病センター長、インターベンションセンター長、肝胆膵疾患センター長、消化器病センター長、内科系第一診療統括部副部长、内科系第二診療統括部副部长、内科系第三診療統括部副部长、外科系第一診療統括部副部长、外科系第二診療統括部副部长、外科系第三診療統括部副部长、中央診療統括部副部长、総臨床工学技士長、リハビリセンター長、手術診療統括部副部长、臨床工学センター長、周産期遺伝子診療センター長、周産期センター長、放射線部(診断)統括部副部长、放射線部(治療)統括部副部长、検査部統括部副部长、総検査技師長、臨床検査管理幹、臨床試験管理センター統括部副部长、患者支援センター統括部副部长及び患者支援センター長を、救急医療局に高度救命救急センター長及び地域救命救急センター長を、がんセンター局に通院型がんセンター長及び緩和ケアセンター統括部副部长を、医療安全・感染対策局に感染対策室統括部副部长を、看護局に副看護部長を、北病院の薬剤科に薬局長を、看護部に副看護部長を置く。

長、社会生活支援部長及び医療部長は、上司の命を受け、その所管事務を掌握し、所属職員を指揮監督する。

(センター長等)

第18条中央病院の医療局に臨床研修センター長、医療教育シミュレーションセンター長、肺がん・呼吸器病センター長、循環器病センター長、小児循環器病センター長、肝胆膵疾患センター長、消化器病センター長、内科系第一診療統括部副部长、内科系第二診療統括部副部长、内科系第三診療統括部副部长、外科系第一診療統括部副部长、外科系第二診療統括部副部长、外科系第三診療統括部副部长、中央診療統括部副部长、総臨床工学技士長、リハビリセンター長、手術診療統括部副部长

一、周産期遺伝子診療センター長、周産期センター長、放射線部(診断)統括部副部长、放射線部(治療)統括部副部长、検査部統括部副部长、総検査技師長、臨床検査管理幹

患者支援センター長を、救急医療局に高度救命救急センター長及び地域救命救急センター長を、がんセンター局にゲノム診療センター長及び通院型がんセンター長を、

を、看護局に副看護部長を、北病院の薬剤科に薬局長を、看護部に副看護部長を置く。

2 医事部長、臨床研修センター長、医療教育シミュレーションセンター長、肺がん・呼吸器病センター長、循環器病センター長、インターベンションセンター長、肝胆胰疾患センター長、消化器病センター長、内科系第一診療統括部副部長、内科系第二診療統括部副部長、内科系第三診療統括部副部長、外科系第一診療統括部副部長、外科系第二診療統括部副部長、外科系第三診療統括部副部長、中央診療統括部副部長、総臨床工学技士長、リハビリセンター長、手術診療統括部副部長、臨床工学センター長、周産期遺伝子診療センター長、周産期センター長、放射線部（診断）統括副部長、放射線部（治療）統括副部長、検査部統括副部長、総検査技師長、臨床検査管理幹、臨床試験管理センター統括副部長、患者支援センター統括副部長、患者支援センター長、高度救命救急センター長、地域救命救急センター長、通院型がんセンター長、緩和ケアセンター統括副部長、感染対策室統括副部長、副看護部長及び薬局長は、上司の命を受け、その所掌事務を掌理し、所属職員を指揮監督する。

（参事並びに主幹等）

第21条 中央病院及び北病院に、必要に応じ、参事、主幹、副主幹、指導幹、主査、副主査、主任及び主事（第3項において「主幹等」という。）を置くことができる。

2 臨床研修センター長、医療教育シミュレーションセンター長、肺がん・呼吸器病センター長、循環器病センター長、小児循環器病センター長、肝胆胰疾患センター長、消化器病センター長、内科系第一診療統括部副部長、内科系第二診療統括部副部長、内科系第三診療統括部副部長、外科系第一診療統括部副部長、外科系第二診療統括部副部長、外科系第三診療統括部副部長、中央診療統括部副部長、総臨床工学技士長、リハビリセンター長、手術診療統括部副部長、周産期遺伝子診療センター長、周産期センター長、放射線部（診断）統括副部長、放射線部（治療）統括副部長、検査部統括副部長、総検査技師長、臨床検査管理幹、患者支援センター統括副部長、患者支援センター長、高度救命救急センター長、地域救命救急センター長、ゲノム解析センター長、ゲノム診療センター長、通院型がんセンター長、副看護部長及び薬局長は、上司の命を受け、その所掌事務を掌理し、所属職員を指揮監督する。

（参事並びに主幹等）

第21条 中央病院及び北病院に、必要に応じ、参事、主幹、副主幹、主査、副主査、主任及び主事（第3項において「主幹等」という。）を置くことができる。



地方独立行政法人山梨県立病院機構組織規程 別表(第12条関係) 新旧対照表 (令和6年4月1日施行分)

新						旧								
別表(第12条関係)						別表(第12条関係)								
病院名	局	統括部	部	課	位置	病院名	局	統括部	部	課	位置			
中央病院	事務局			総務課	甲府市	中央病院	事務局			総務課	甲府市			
				企画経理課						企画経理課				
				医事課						医事課				
	医療安全・感染対策局	医療安全管理室	検査情報適正利用推進統括部	感染対策室			医療安全・感染対策局	医療安全管理室						
	労働安全対策局	労働安全対策局			労働安全対策科		労働安全対策局	労働安全対策局			労働安全対策科			
					健康管理室						健康管理室			
	医療局	教育研修センター	臨床研修センター	医療教育シミュレーションセンター	臨床研修センター	甲府市	医療局	教育研修センター	臨床研修センター	医療教育シミュレーションセンター	臨床研修センター	甲府市		
					肺がん・呼吸器病センター						肺がん・呼吸器病センター		呼吸器内科	呼吸器内科
					呼吸器外科						呼吸器外科			
					循環器病センター						循環器病センター		循環器内科	循環器内科
					心臓血管外科						心臓血管外科			
					インターベンションセンター									
					肝胆膵・消化器病センター						肝胆膵疾患センター		消化器内科	消化器内科
					胃食道外科						胃食道外科			
					大腸外科						大腸外科			
					肝胆膵外科						肝胆膵外科			
					血液内科						血液内科			
					総合診療科・感染症科						総合診療科・感染症科			
					炎症性腸疾患センター						炎症性腸疾患センター		炎症性腸疾患科	炎症性腸疾患科
					内科系第一診療統括部								循環器内科	循環器内科
	呼吸器内科	呼吸器内科												
	消化器内科	消化器内科												
	腎臓内科	腎臓内科												
	糖尿病内分泌内科	糖尿病内分泌内科												
	リウマチ・膠原病科	リウマチ・膠原病科												
	血液内科	血液内科												
	内科系第二診療統括部		新生児内科	新生児内科										
	小児科	小児科												
	内科系第三診療統括部		総合診療科・感染症科	総合診療科・感染症科										
女性専門科	女性専門科													
精神科	精神科													
外科系第一診療統括部		乳腺外科	乳腺外科											
呼吸器外科	呼吸器外科													
胃食道外科	胃食道外科													
大腸外科	大腸外科													
肝胆膵外科	肝胆膵外科													
外科系第二診療統括部		整形外科	整形外科											
形成外科	形成外科													
脳神経外科	脳神経外科													
心臓血管外科	心臓血管外科													
小児外科	小児外科													
泌尿器科	泌尿器科													
外科系第三診療統括部		眼科	眼科											
耳鼻咽喉科	耳鼻咽喉科													
皮膚科	皮膚科													
口腔外科	口腔外科													
産科	産科													
婦人科	婦人科													
周産期センター	周産期センター	産科	産科											
新生児内科	新生児内科													
中央診療統括部		内視鏡科	内視鏡科											
血液浄化センター	血液浄化センター													
栄養管理科	栄養管理科													
リハビリセンター	リハビリセンター	リハビリテーション科	リハビリテーション科											
手術診療統括部		麻酔科	麻酔科											
臨床工学センター	臨床工学センター	臨床工学科	臨床工学科											
放射線診断統括部		放射線診断科	放射線診断科											
放射線治療統括部		放射線治療科	放射線治療科											
検査部		検体検査科	検体検査科											
		微生物検査科	微生物検査科											
		生理検査科	生理検査科											
		病理診断科	病理診断科											
		輸血管理科	輸血管理科											
		ゲノム検査科	ゲノム検査科											
患者支援センター		入院支援科	入院支援科											
		地域連携科	地域連携科											
		退院支援科	退院支援科											
		外来支援科	外来支援科											
臨床試験管理センター														
救急医療局	救急業務統括部	高度救命救急センター	地域救命救急センター	集中治療科	甲府市	救急医療局	救急業務統括部	高度救命救急センター	地域救命救急センター	集中治療科	甲府市			
				高度救急科						高度救急科				
				地域救急科						地域救急科				
				災害対策センター						災害対策センター				
がんセンター局	ゲノム解析センター	ゲノム診療センター	通院型がんセンター	ゲノム解析センター	甲府市	がんセンター局	ゲノム解析センター	ゲノム診療センター	通院型がんセンター	ゲノム解析センター	甲府市			
				ゲノム診療センター						ゲノム診療センター				
緩和ケアセンター	緩和ケアセンター			緩和ケア科	甲府市	緩和ケアセンター	緩和ケアセンター			緩和ケア科	甲府市			
薬剤部	薬剤部			入院看護科	甲府市	薬剤部	薬剤部			入院看護科	甲府市			
看護局	看護部			外来看護科		看護部	看護部			外来看護科				
				周産期・救急看護科						周産期・救急看護科				
				総務医事課						総務医事課				
北病院	事務局	医療安全管理室	社会生活支援部	地域生活支援室	甲府市	北病院	事務局	医療安全管理室	社会生活支援部	地域生活支援室	甲府市			
				リハビリテーション室						リハビリテーション室				
				精神科						精神科				
				検査科						検査科				
薬剤科	薬剤科													
栄養管理科	栄養管理科													
看護部	看護部	看護科	看護科											
				訪問看護ステーション					訪問看護ステーション					

